

身体拘束等適正化のための指針

第1条（基本的な考え方）

1 理念

①身体拘束等の原則禁止

KTC スマイルケア株式会社が運営する「放課後等デイサービス チャイルド・ホープ」（以下「事業所」とする。）において、身体拘束等の行為は、利用者の尊厳に基づき、緊急やむを得ない場合を除き原則として禁止とする。

②身体拘束等に該当する具体的な行為

- （1）徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- （2）転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- （3）自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- （4）点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- （5）点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- （6）車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- （7）立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- （8）脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着させる。
- （9）人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- （10）行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- （11）自分の意志で開くことの出来ない居室等に隔離する。

③目標

切迫性・非代替性・一時性のすべてに該当すると委員会に置いて判断された場合でも、利用者の態様や介助の見直し等により、身体拘束等の解除に向けて取り組む。

2 方針

- ①利用者一人ひとりの特徴を十分に理解し、身体拘束等を誘発するリスクを検討し、そのリスクを防ぐための対策を実施する。
- ②虐待防止委員会の研修を含め、児童発達支援管理責任者を中心に事業所内外の研修に参加するなど、事業所全体の知識・技能など資質向上に努める。
- ③身体拘束等の適正化のため、利用者やその保護者が身体拘束を希望されても、話し合い対応を検討する。

第2条（体制）

1 身体拘束等の適正化のための体制を以下の通り定める。

- （1）虐待防止委員会の設立をもって、身体拘束等の適正化のための委員会とする。
- （2）委員会の開催は、虐待防止委員会の規定に準ずる。
- （3）委員会の検討内容は、記録様式を定め作成し保管する。

第3条（研修）

- 1 身体拘束等適正化の推進のため、職員採用時以外に6カ月に1回の頻度で定期的に研修を実施する。
- 2 研修の内容は、記録様式を定め作成し保管する。

第4条（緊急やむを得ない場合の対応）

1 3要件の内容

以下の（1）～（3）すべてに当てはまる場合において、緊急やむを得ない場合とする。

- （1）利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。
- （2）身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介助方法がない。
- （3）身体拘束その他の行動制限が一時的である。

2 身体拘束等の必要性を判断し実施した場合でも、委員会の開催・検討により、身体拘束等の解除に向けて取り組む。

3 利用者、保護者に対し、同意を得る行為

- （1）車道、または道路への飛び出しを未然に防ぐため、児童と手を繋いだり、児童の前に立ち進路を塞ぐ行為。
- （2）車の走行中に、ドアを開けたり飛び出す危険行動を未然に防ぐため、チャイルドロックを掛ける行為。
- （3）周囲に危害を加える可能性がある行動をしている場合、怪我等を未然に防ぐため、対象児童の行動を抑制する行為。

第5条（記録・報告）

- 1 利用者との契約時に、「緊急やむを得ない身体拘束に関する同意書※別紙資料1」を説明し同意を得る。
- 2 やむを得ず身体拘束等を行った場合、定められた記録書式※別紙資料2を作成し保管する。
- 3 定期的な委員会の検討内容を、記録様式を定め作成し保管する。
- 4 作成した書式は、全職員が閲覧できるように保管し、内容を周知する。
- 5 やむを得ず身体拘束等を行った場合、保護者へ連絡・相談し、身体拘束等の解除に努める。